

マニフェストの記載方法に変更があります。

新たな水銀廃棄物の規制が平成 29 年 10 月 1 日からはじまります。

運搬又は処分を委託した産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載する必要があります。

水銀廃棄物(産業廃棄物)の分類の概要

分類	定義の概要	備考
廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 回収した廃水銀	特別管理産業 廃棄物
水銀汚染物	10月1日から 水銀含有ばい じん等 ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さいのうち水銀を15mg/kgを超えて含有するもの 廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの	(普通)産業廃棄物
	特定有害産業 廃棄物 特定の施設から排出されるもので(鉱さいを除く)13号溶出試験において水銀濃度が0.005mg/Lを超過したもの 特定に施設から排出されるもので、廃酸・廃アルカリの水銀濃度が0.05mg/Lを超過したもの	特別管理産業 廃棄物
10月1日から 水銀使用製品産業 廃棄物	水銀環境法にて定める水銀使用製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるもの 〔具体例：水銀電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計 医薬品等〕 水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品	(普通)産業廃棄物

マニフェストの産業廃棄物の種類欄に、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいのいずれかの記載とともに、水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載します。

マニフェストの産業廃棄物の種類欄にガラスくず、金属くず、汚泥など水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類の記載とともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載します。

